

平成26年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5 特別支援教育の充実
-----	-------------

施策主管課	教育センター	総合計画記載頁	112ページ
-------	--------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために	政策名 (基本施策名)	9 信頼される学校教育を推進する	政策の達成目標 (基本施策目標)	信頼される学校教育が推進され、児童生徒が、充実した学校生活を送っています。
------	------------------------	----------------	------------------	---------------------	---------------------------------------

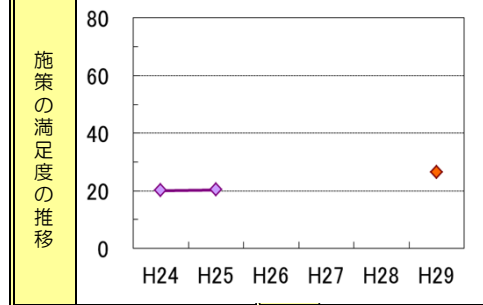
2 施策の取組状況

施策目標	児童生徒一人ひとりが、ニーズに応じた適切な教育的支援を受けています。
------	------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	個別の支援計画を活用して、特別支援教育を実践している学校の割合(%)	単年度目標値	98.0%	98.4%	98.8%	99.2%	99.6%	100.0%		A	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	20.1%	20.4%			
	現状値	96.8%	実績値	97.8%	97.8%														
	目標値(H29)	100%	単年度の達成度	99.8%	99.4%					目標値(H29)			26.4%	前年度からの増減		0.3%			
指標2		単年度目標値							A	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B
	現状値	実績値								【参考】中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
	目標値(H29)	単年度の達成度									中核市平均								
	現状値	実績値							実績値										
	目標値(H29)	単年度の達成度								中核市での本市の順位									
	現状値	実績値								中核市平均									
	目標値(H29)	単年度の達成度								実績値									
										中核市での本市の順位									

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方

① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年7月の中央教育審議会分科会報告において、障がいのある子と障がいのない子ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことや、個別の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な仕組みを整備することなど、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育※システムを構築していくことが示された。</li> <li>平成25年9月、学校教育法施行令が一部改正され、就学先決定にあたっては、児童生徒の障がいの状態はもとより、本人・保護者の意向や学校や地域の状況等を踏まえ総合的な観点から検討することが規定された。</li> <li>※インクルーシブ教育:障がいのある児童生徒が、自己の能力を最大限に発達させ、社会参加できるよう、特別支援学級等の多様な学びの場を活用しつつ、障がいのない児童生徒とできる限り共に学ぶ仕組み。</li> </ul>	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市においては、平成20年度より、先駆的な取組である特別支援教室(かがやきルーム)の設置や指導員の配置を進めており、発達障がい等の傾向がある児童生徒やその保護者等から高い評価を得ているが、市民全体では「特別支援教育」の認知度はいまだ低いため、昨年度と同水準の結果になっているものと考えられる。</li> </ul>	総合評価	83点
施策指標	「個別の支援計画」の作成と活用、障がいの理解と指導に関する研修等の実施により、「個別の支援計画」についての教職員の理解が各学校に広がり、特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援に活かされているが、全校での実践には至っていない。				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		事業の進捗状況	H25事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	特別支援教育事業	○★	・かがやきルーム(特別支援教室)における指導の充実 ・全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上 ・特別支援学校との交流の推進 ・個別支援計画の策定と活用	特別な支援を必要とする児童生徒及び教師等	かがやきルームでの指導の充実や特別支援教育に係る教職員研修の実施	計画どおり	411	H16	先駆的	特別支援教育の推進にあたっては、インクルーシブ教育システムの構築が求められていることから、障がいのある児童生徒のための学習環境や、かがやきルーム等の個別の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な仕組みの整備等について、「(仮称)第2次特別支援教育基本計画」の策定をとおして検討していく。
2	就学指導事業	★	・子ども発達センターと連携した相談支援の充実	宇都宮市立小中学校に入学予定の幼児・児童・生徒、保護者	教育センターにおける就学相談の実施	計画どおり	1,234	H15		障がいのある幼児・児童・生徒の就学先については、学校教育法施行令の改正により、本人の障がいの状況や教育的ニーズ、保護者の意向や学校の状況等を十分に踏まえて総合的に決定していくことが求められていることから、子ども発達センターと連携しながら、早期からの就学先の相談の在り方を検討していく。
3	発達支援ネットワーク推進事業【再掲】	○★	・障がい児発達支援ネットワークの推進	市民および関係機関・団体	関係機関・団体との連携による支援の推進	計画どおり	447	H20		障がいのある子や保護者が住みなれた地域の中で生活していくため、発達支援の方向性として平成24年度に各分野の意見を取りまとめた「発達支援の展望」を活用し、引き続き関係機関・団体と連携し意見交換を行いながら障がい理解の普及啓発や途切れのない一貫した支援を推進していく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別な支援を必要としている児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を行うために、かがやきルーム指導員の配置拡充や、より効果的な活用と指導内容の一層の充実が課題となっている。</li> <li>◆教職員の高齢化への対応や全校体制での特別支援教育の推進のために、特別支援学級等担当者の人材育成と、全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上が急務となっている。</li> <li>◆幼児期から就労までの一貫した支援のために、全小中学校での個別の支援計画の作成と活用が課題となっている。</li> <li>◆特別な支援を必要とする児童生徒が支援を受けやすくなるように、保護者や市民への特別支援教育や発達障がいについての理解・啓発を強化していく。</li> <li>◆インクルーシブ教育システム構築に関する国の方針に基づき、本市における今後の特別支援教育の取組について検討することが課題となっている。</li> </ul>	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告があり、障がいのある者と障がいのない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく。 ◆特別な教育的な支援が必要な児童生徒一人ひとりが自信と意欲をもって学校生活を送れるよう、学校における支援体制を強化する。</p> <p>〈主要事業〉 ◆より多くの学校で、児童生徒の教育的ニーズに応じた支援が行えるように、必要性のある学校へのかがやきルーム指導員の配置に取り組むとともに、かがやきルームでの指導の充実を図る。 ◆より多くの教員が特別支援学級等を経験し、特別支援教育に係る指導力の向上と特別支援学級における指導の充実を図るための人事異動を行うとともに、教育センター職員の訪問指導や経験年数に応じた研修を、今後とも実施していく。 ◆全小中学校において個別の支援計画が適切に作成・活用されるように、指導を徹底させる。 ◆特別支援教育や発達障がい等について広く市民の理解を図るため、市発達支援ネットワーク会議を十分に機能させ、各関係機関による周知・啓発活動を推進していく。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆今後の本市の特別支援教育の更なる充実に向けて、「(仮称)第2次特別支援教育基本計画」を策定し、本市が目指す方向性や具体的な取組等について明らかにしていく。</p>